

令和3年度三宅町会計年度任用職員任用試験実施要領

令和3年4月1日採用の会計年度任用職員の任用試験を次のとおり実施いたします。

1. 募集職種・職務内容・給料（報酬）・資格要件等

別表2をご参照下さい。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②三宅町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し又はこれに加入した人

2. 勤務条件等

任用期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
勤務日、勤務時間	1週間のうち38時間45分以内（職種により異なります）
休憩時間	12時～13時（勤務時間により異なる場合があります）
休日	原則、土曜・日曜・祝日（年末年始12月29日～1月3日）
休暇	・年次有給休暇（任用期間等に応じて付与） ・特別休暇（有給又は無給）
諸手当	地域手当、期末手当（*1）、退職手当（*2）、時間外勤務手当、通勤手当（費用弁償）等 （*1）週の勤務時間が20時間以上の者にのみ支給されます （*2）月給制で任用6ヶ月を超えるに至った者で、引き続き勤務する者が支給対象（雇用保険は喪失します）
社会保険	加入要件を満たす場合、健康保険・厚生年金・雇用保険の適用があります。
公務災害	非常勤職員公務災害補償制度が適用されます。
服 務	地方公務員法に規定する服務に関する規定（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事等の制限（*3）及び懲戒に関する各規定が適用されます。 （*3）パートタイム勤務（週の所定労働時間が38時間45分未満）は、「営利企業への従事等の制限」が適用されませんので、職務の遂行に支障をきたすおそれがある場合、町の信用を損なう恐れがある場合等を除き、営利企業等への従事等（兼業）を行うことが出来る。

3. 方法・応募期限

- (1) 提出書類 ①三宅町会計年度任用職員任用申込履歴書 ②資格取得証明書の写し
※②は別表2で必要な資格がある場合のみ提出が必要です。提出書類は返却致しません。

(2) 応募期限・提出方法

令和3年2月10日（水）16時00分（必着）までに三宅町役場 総務課へお申し込み下さい。

郵送可（〒636-0213 磯城郡三宅町伴堂 689 三宅町役場 総務課 宛 会計年度任用職員申込と記入）

4. 選考方法・実施時期

提出された履歴書による書類選考及び面接により行い、2月下旬以降に選考結果を通知します。